

# アジア知的財産判例検索システムの概要と運用の状況

高林 龍 早稲田大学 大学院法務研究科教授  
今村 哲也 早稲田大学 大学院法学研究科助手

## はじめに

文部科学省が採択した21世紀COEプログラムにより早稲田大学に設立された《企業法制と法創造》総合研究所では、アジア地域の知的財産分野の一大研究拠点となることを目指して、知的財産法制研究センター（Research Center for the Legal System of Intellectual Property. 以下、RCLIPという。）を2003年に設立した。

RCLIPは、知的財産法制を含むわが国の法制の立案が常に政府・官僚主導で行われて来たことへの反省から、独立した民間の立場から政策提言を行う研究組織を形成し、知的財産法制の適正な発展を図ろうという目的意識の下で、様々な企画を実施している。国家レベルの政策論議に真正面から参加するためには、単に政府・官僚主導で立案された政策を検証して、あるいは第三者から提供される情報のみを基礎として研究をして、結局は既定の方向にお墨付きを与えるだけになるということのないように、大学機関が主体的に集積し構築した情報やネットワークを基礎として、現状の問題点を探索し議論を積み重ねた上で、創造的かつ有益な政策提言を行っていくことが必要となる。こうした観点から打ち出したプロジェクトのひとつが、日本の判例を含む英語によるアジア知的財産判例検索システムであった。

## 1. プロジェクトの目的と手段

本プロジェクトの目的は、国際条約を基礎に形成され、各国の法規範が一定の普遍性を有している知的財産法の領域において、研究者や実務者が共通の素材を用いて、国際的な知的財産法の発展に資するための議論を行うことができる手段を提供することにある。そのために、アジア諸国の知財判例について、各国の研究者や実務者が認める重要判例を収集し、要約・評釈を加え、それを英語に翻訳したものを、WEB上で万人が無料でアクセス可能なデータベースとして構築することにした。また、本プロジェクトは日本の知財判例の英訳プロジェクトも含んでいる。従来、日本の知的財産の判例を系統立てて英語に翻訳するという試みはなされてこなかった。この点、本プロジェクトは、欧米の判例と比べても引けを取らないレベルにあるにもかかわらず、「言語の壁」に阻まれて世界に紹介されてこなかった日本の判例を、世界的にアピールするという意義も有している。なお、このような英語による知的財産関係判例のデータベースは、米国ではウェストローやレクスなどの有料データベースとして存在するが、ヨーロッパはむしろ言語の壁が厚く、異なる言語による知的財産関係判例を系統立てて英訳してデータベース化することは極めて困難であるとされていることから、有料データベースを含めて存在していない。

つぎに、本プロジェクトの手法の概略について述べよう。RCLIPでは2003年度から上記プロジェクトに取り組み、大学院法学研究科の若手研究者が、直接当地を訪問して関係者と直接面談することにより、中国、タイ、インドネシアにおいてプロジェクト遂行のための人的・物的な基盤を構築してきた。プロジェクトの作業は、基本的に、(1)当該国の学者、実務者等が当該国の重要判例を選別し、それぞれの内容を一行程度にまとめ、300件程度の判例リストの作成し、(2)早稲田大学の研究者ないし当該国の実務者が判例リストを第三者の立場からチェックし、翻訳するに値する判例を選別した後、(3)当該国の学者や法曹実務者が統一されたフォーマットを基礎として判例を要約し、その後、(4)判例要約を翻訳し校閲、(5)万人が閲覧可能なインターネット上にデータベースとして公開するという手順で進めている。RCLIPでは、これら3カ国以外の東アジア諸国における重要判例の収録も計画しており、最終的には、アジアを代表する知財判例データベースとして、世界的規模での研究に寄与することを目指している。以下に、現段階における各国の進捗状況を紹介したい。

#### (1) 中国<sup>1)</sup>

近年、中国の知的財産権法制度は急速に発展している。2001年12月のWTO加盟後、中国における知的財産権保護の取り組みについては、中国国内のみならず、世界的にも関心が集まっている。従来、中国では、比較的強力な職権を有する「強い行政」が、知的財産権に関する全国レベルでの保護を実施してきた。しかし、近時では、司法の利用の拡大傾向も存在している。実際、1998年から2002年まで、中国各レベルの裁判所が結審した知的財産権関連民事案件は合計23,636件であり、それより過去の5年間



清華大学法学院副委員長の王兵教授（写真中央）との記念撮影（2003年11月25日、清華大学にて）

と比べると40%の増加となるという<sup>2)</sup>。このように、中国における急速な経済の発展は、知的財産権関連訴訟の絶対数を増加させ、判例もかなり集積している状況にあり、これに対する海外研究者や外国企業に関心も高まっている。他方、中国では、最高人民法院による司法解釈が重要な拘束力を有するとされている。ただ、事前の解釈は必ずしも万能ではなく、具体的な適用においてどのような判断がなされているのかという点を知ることはなお重要な意義を有するであろう。この点、判例の状況を知る場合に、中国語を用いたものであれば、現在でも幾つかの判例集やデータベースが存在している。しかし、中国語を理解できない外国人にも利用可能な統合的データベースは存在していない。また、中国は判例の数も膨大であり、データベースとはいえ権威者による一定の視点からの選別作業が不可欠である。このようにして収集した判例を英語によりデータベース化することは、中国の判例を英語という言語で相対化することで、より客観的な分析をすることが可能となり、今後のアジアにおける知的財産法の発

1) 中国版のプロジェクト概要については、安藤和宏「中国知財判例データベース構築プロジェクトについて」季刊企業と法創造1巻2号（2004年4月）55頁参照。中国については、早稲田大学大学院法学研究科博士課程の袁藝氏（当時。現在は東海大学、専修大学、駿河台大学非常勤講師）と安藤和宏氏が担当してプロジェクトを進行している。

2) 張曉都〔翻訳：袁藝〕「中国の裁判所および上海の裁判所における知的財産権保護の概況」季刊企業と法創造1巻2号（2004年4月）68頁参照。

展において重要な意義を有することになる可能性も秘めている。

中国は広く、また地域によって判例の状況も異なる。そこで、中国での作業については、知的財産権判例をそれぞれ(1)北京地域の(i)特許権判例、(ii)商標権判例、(iii)著作権判例、(2)上海および周辺地域の知的財産権判例、(3)広東地域の知的財産権判例の5つの領域に大きく分類した。そして、それぞれの地域について、(1)北京大学の張平助教授、人民大学の郭禾教授、清華大学の王兵教授、(2)復旦大学(上海)の張乃根教授および(3)中山大学(広州)の李正華助教授に協力を求めた。各先生方には当プロジェクトが相互の学術の発展に大いに貢献すると確信し、連携を快諾していただいた。2004年7月に、RCLIPは北京大学、人民大学、清華大学、復旦大学および中山大学とデータベース構築プロジェクトに関する協定を締結した。上記5名の先生方が率いる中国DBプロジェクトチームは、学者の視点から、膨大な量におよぶ中国の知的財産権判決から最重要判決を選出する作業にあたった。この最重要判決の選出作業および要約作業はすでに完了しており、北京大学の張平助教授のチームが北京地域の特許権関連判例50件、人民大学の郭禾教授のチームが北京地域の商標権関連判例62件、清華大学の王兵教授のチームが北京地域の著作権関連判例64件の要約をそれぞれ完成、また、復旦大学の張乃根教授のチームおよび広州中山大学の李正華教授のチームが、それぞれ上海地域および広東地域の最重要判例約60件の要約を完了している。現在、英訳作業がスタートした段階にあり、第一弾の約10件の判例(北京地域の特許権関連判例)はすでにデータベースに掲載されてい

る。これも含めた中国知的財産権判例約283件が、2005年秋季までにデータベースに掲載される予定である。またこれと並行して、2005年度以降も、裁判所より出される新規重要判例を順次追加していくことになっている。

## (2) タイ<sup>3)</sup>

タイでは知的財産紛争の解決に際して刑事的救済を志向する傾向にある。事実、中央知的財産国際貿易裁判所(Central Intellectual Property and International Trade Court: 以下、IP&IT裁判所とする。)に提起される事案の96%以上は刑事事件である。日本では一般的に知財判例において刑事事件を分析の対象とすることは少ない。事案の事実関係と法の適用が明白であり、知財プロパーの論点がほとんど問題とならないためである。しかし、タイの場合にはこの刑事事件の性質が異なっていることに注意したい。刑事訴訟が多いのは、私人訴追が認められ、また被害者が刑事事件において共同訴追者となることができる等のタイ特有の法制度が背景となっているためである<sup>4)</sup>。そのため、確かに量刑が問題となっている事案は多いものの、多くの判例が知財研究の対象とならないということはない。むしろ、タイは、アジアでは先駆けて



2004年3月23日に早稲田大学で開催された「タイ判例データベース企画会議」にて握手する高林龍教授(右から3番目)とタイ王国・IP&IT裁判所長官(当時/右から4番目)パトラスック氏。現長官はスウィーチャ氏(右から5番目)。

3) タイ版のプロジェクト概要について、今村哲也「タイ王国判例調査報告」季刊企業と法創造1巻2号(2004年4月)59頁参照。タイについては、今村と三浦由美子氏(COE研究協力員)が担当してプロジェクトを進行している。

4) ジェンボン・ファンズムリット『知的財産権のエンフォースメント：刑事罰に関する日タイ比較研究』((財)知的財産研究所、1998年3月)21頁参照。

知的財産権の紛争処理を行う専門裁判所を設置するなど知的財産の問題について積極的に取り組んでおり、また、IP&IT 裁判所や最高裁判所において知財を専門に扱う裁判官の大部分は海外での留学経験を有しており、その問題意識や能力には極めて高いものがある。そこでの判例の状況を知ることには十分な意義が存在する。

RCLIPでは、2003年12月と翌2004年1月末にタイのIP&IT 裁判所を訪問し、共同プロジェクトを実施するための会議を開催した。その後、2004年3月には早稲田大学においてIP&IT裁判所長官との間で正式に協定を締結し、本格的に共同プロジェクトが開始し、IP&IT裁判所において裁判官ら10名より構成されるタイ英語データベース委員会が設置された。2004年5月末、IP&IT裁判所から裁判官を招聘し、事前に提出された判例リストを基礎として判例を選別する作業を行った。2005年7月に最初の30件の判例が要約しかつ翻訳され、2005年4月1日現在、158件の判例がデータベースに搭載されている。2005年春期中には更に50件の判例を追加するとともに、これと並行して、2005年度以降も、裁判所より出される新規重要判例を順次追加する予定である。

### (3) インドネシア<sup>5)</sup>

インドネシアでは知的財産権についての事件自体が少なく、研究が遅れているという現状にあるといわれる。また、判例は広く公開されておらず、入手が困難な状況にあるといわれる。そのため、どのようにして判例を入手することができるのかということが課題であった。当初、RCLIPでは、インドネシア最高裁判所や司法人権省等の協力を背景に、インドネシア大学 Institute for Law & Technology を中心にDBプロジェクトに係る実働チームの形成を依頼した。インドネシア側のメンバーの顔ぶれがおおよそ決定した2004年末12月、ジャカルタにて会合を開



インドネシア大学Intellectual Property Rights Clinics講師のパルリアン・アリトナン氏(右)、同大学Research Institute for Law & Technology Vice Directorのエドモン・マカリム氏(右から2番目)との記念撮影。2004年12月、インドネシア大学にて。

催した。インドネシア側の中心はインドネシア大学IPセンターのパルリアン・アリトナン氏が集めた同氏を含む5名のメンバーであり、学者・検事・知財総局担当者により構成されている。現在、データベースに掲載すべき判例の一覧を作成中である。

一方、現在、インドネシア最高裁判所との直接の協力関係の構築も進めている。これは2005年1月末に研修のために東京を訪問中であるインドネシア最高裁判所のアブドウル・カディル準長官らと面会したことが契機となったものである。会合ではデータベースプロジェクトの趣旨に対する賛意とともに、本プロジェクトに協力をしたいとの申し出があった。そのため、2005年3月末にジャカルタにある最高裁判所を訪問し、チーム形成に関する協議を行うこととなった。最高裁判所の直接の協力関係があれば、判例が容易に入手できることになる。RCLIPでは、これまで進めてきたインドネシア大学IPセンターとの協力と関連づけることにより、研究教育と実務とを連携させ、インドネシアにおける知財研究の一大拠点を構築することも目指している。

5) インドネシア版のプロジェクト概要について、青柳由香「インドネシア知的財産事件データベース構築プロジェクトの進捗状況について」季刊企業と法創造1巻2号(2004年4月)64頁参照。インドネシアについては、早稲田大学大学院法学研究科博士課程の青柳由香氏と安藤和宏氏が担当してプロジェクトを進めている。

## (4) 日本

最高裁判例の翻訳プロジェクトについては、最高裁判所、(財)知的財産研究所、ワシントン大学先端知的財産センター(The Center for Advanced Study and Research on Intellectual Property : CASRIP)と協議の場を設定し、数度の会合を重ねながら、協力して進めた。このプロジェクトでは、まずは最高裁判例の知的財産関係の公刊された判例の全件を全訳し、次いで下級審の重要判例を選択して要約して翻訳していくことにしている。2005年4月1日現在、既に若干の判例を掲載し、(財)知的財産研究所のウェブサイトで稼働を開始している<sup>6)</sup>。これらのデータベースはすべて無料で検索・利用することができる。RCLIPのアジア知的財産判例検索システムのWEBサイトとは相互にリンクするが、データ自体の相互共有やシステムへの組み入れについては今後の検討課題である。

## 3. システムの概要と運用の状況

## (1) システムの概要

アジア知的財産判例システムはインターネットにおいて無料で提供している。また、システム自体の構築については、可能な限りコストを節約したため費用はほとんどかかっていない<sup>7)</sup>。各国には統一されたフォーマットでの要約および翻訳の作成を依頼しており、それぞれ(1)事件名、(2)Country / Court(国/裁判所)、(3)Case No.(事件番号)、(4)Decision Date(判決年月日)、(5)Parties(当事者)、(6)Fact(事実)、(7)Issue(争点)、(8)Holding and Decision(判決および決定)、(9)Editor's Analysis(分析)、(10)Others(翻訳者および要約者等)をエクセル形式のファイルで入力していただいている。そのため、データができ次第、すぐにデータベースに掲載することが可能な状況にある。また、統一し

たフォーマットが確立しているために、新たに第三国の判例を追加していく場合にもデータの追加は容易である。現在の懸案事項は、商標の事案等において図をどのように表示するのかという点であるが、この点も解決する方向で作業を進めている。

## (2) 利用方法

システムの利用の仕方はきわめてシンプルである。まず、次のURLアドレスにアクセスする。URLアドレス：[http://www.21coe-win-cls.org/rclip/db/search\\_form.php](http://www.21coe-win-cls.org/rclip/db/search_form.php)

次に、(1)Country / Court(国/裁判所)、(2)Keyword(キーワード)、(3)Case Number(事件番号)、(4)Decision Date(判決年月日)、(5)Type of Right(権利種別)、(6)Type of Litigation(訴訟分類)等の検索条件を指定する。すると検索結果を一覧で表示でき、そこから各判決などを探することができる。

例えば、タイにおける新規性(Novelty)の判断がどのようになされているのかを知りたい場合、次のように検索すればよい。

Countryの欄から、Thailandを選択し、KeywordにNoveltyと入力する。なお、大文字と小文字は区別しない。

Type of Rightから、Patent Right、Utility Model Right、Design Right および Other を選択する。

Type of Litigation については、ひとまず、すべてを選択する(Type of RightとType of Litigationについて不明な場合が多いかもしれない。その場合、すべての種目を選択すればよい(以上について、【図1】参照))。

項目入力後、Search をクリックする。5件の判例が表示される(【図2】参照)

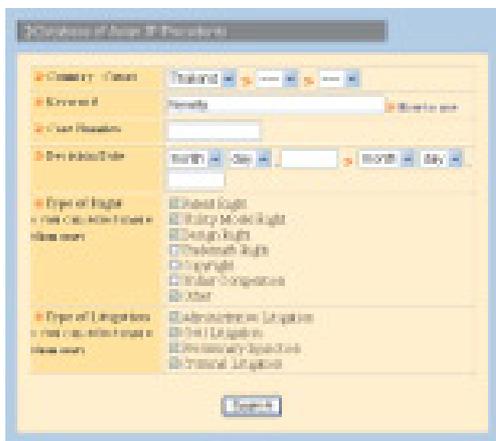
詳細を知りたい場合、more details をクリックすると、【図3】のように、(1)事件名、(2)Country / Court(国/裁判所)、(3)Case No.(事件番号)、

6)(財)知的財産研究所のWEBサイト参照。URLアドレス：<http://www.iip.or.jp/>

7)システム構築に際しては、《企業法制と法創造》総合研究所WEB担当(当時)中村涼子さんの尽力によるところが大きい。記して感謝する次第である。

(4) Decision Date (判決年月日) (5) Parties (当事者) (6) Fact (事実) (7) Issue (争点) (8) Holding and Decision (判決および決定) (9) Editor's Analysis (分析) (10) Others (翻訳者および要約者等)が表示される。検索の対象とされ

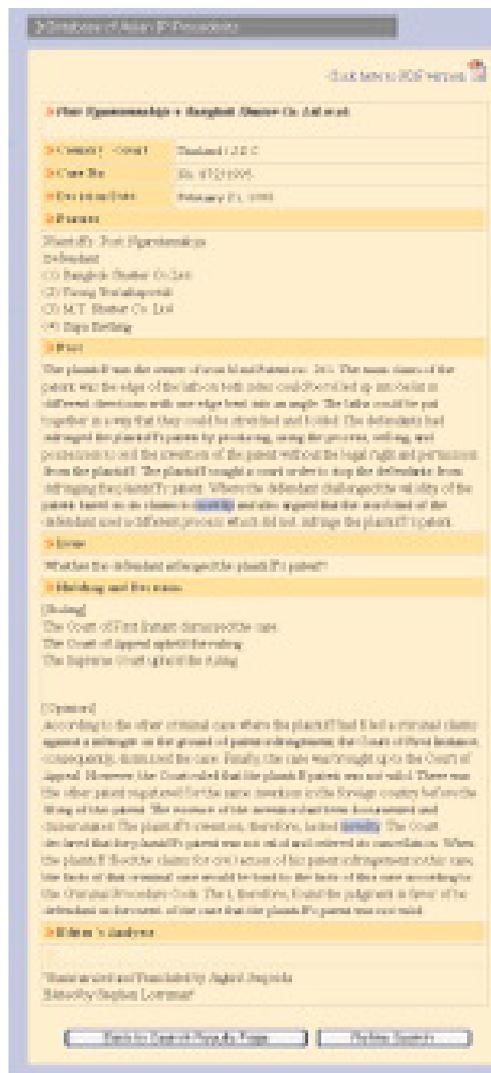
た Keyword にはそれぞれ印が付されている。画面右上の「Click here to PDF version」をクリックすると PDF ファイルが自動作成されるため、プリントアウトしたり、データをメールで送信したりする場合に便利である。



【図1】



【図2】



【図3】

#### 4. 研究会、セミナー等の開催

RCLIPの活動は大分して3つから成り立ち、上記の(i)データベース構築に加えて、(ii)アジア諸国において知的財産に精通した若手研究者を育成すること、(iii)独立系シンクタンクの立場に基づく知的財産に関する政策提言を実施することにある。

(ii)の若手研究者の育成として、2004年度には4名のRCLIPの助手やリサーチアシスタントが若手研究奨励費を得て、中国、タイ、オーストラリア等へ赴き、知的財産の専門分野の調査研究を行うとともに、現地での若手研究者とのネットワーク構築、共同研究の実施を図っている。これらの成果は「季刊企業と法創造」誌に逐次掲載される予定である。また、(iii)の政策提言に向けた具体的な活動としては、2003年12月に東京地方裁判所との「日米知的財産模擬裁判」共催し、2004年3月には「IPエンフォースメント in アジア」と題したシンポジウムを開催した実績がある<sup>8)</sup>。このほか、定期的(月1回)に国内の講演者を中心とした「RCLIP研究会」ないし海外から招聘した講演者を中心とした「RCLIP特別セミナー」を開催している。研究会やセミナーにおける講演は、いわゆる政府主導ではない独立シンクタンクと位置付けるわが研究センターの目的意識を基礎として、あるべき知的財産法制のあり方について自由な立場から提言をして頂くことを予定している。また、その成果は論文として、今秋商事法務から別冊NBLとして創刊される知財年報誌に掲載する予定である。

本年度は、判例データベース構築に携わった関係者をアジアから招聘し、これまで収集した判例を基礎としたアジア各国の知財セミナーも開催する。初回は秋期以降、タイから関係者を招聘し開催することを予定している。

これらの研究会やセミナーはすべて無料であり一般の参加者も聴講できる。参加はWEBから申し込

むことができる。また、季刊で研究会の概要やプロジェクトの進捗状況等を紹介したニュースレター(下図)を日本語及び英語で発行しているので、希望される方は登録していただければ幸いである(RCLIPのHP: <http://www.21coe-winccls.org/rcclip/>)



おわりに

知的財産法は、パリ条約やベルヌ条約といったような国際条約を基礎に形成されているため、各国の法規範が一定の普遍性を有している。しかし、アジア諸国は、日本語、中国語、韓国語、タイ語、インドネシア語等、言語の壁に挟まれて、共通の議論がしにくい状況にある。本プロジェクトでは、

8) 「日米知的財産模擬裁判」と「IPエンフォースメント in アジア」の開催状況については、季刊企業と法創造1巻2号『知財法制研究』(2004年4月)を参照。なお、日米知的財産模擬裁判の様子の日本版及び米国版の映像は、近日中にパスワード管理等を施した上でRCLIPのWEBを介して無料配信を開始する予定である。

それを克服するために、アジア諸国の知的財産判例について、各国の研究者や実務者が重要と認める判例を選別し、要約・評釈を加え、それを英語に翻訳したものをWEB上で万人が無料でアクセス可能なデータベースを構築しようと考えた。それにより、アジアの研究者や実務者が共通の素材を用いて、知的財産法の発展に資するためのアジア発のグローバルな議論を行うことを可能とするためである。また、我が国も含め、自国の判例を他国語に置き換え、相対化して読むことで、新たな発見も多々あることだろう。

RCLIPの予算規模は小さいが、設立後わずか1年半の間にデータベースの稼働を始め、目に見える成果が次々と誕生している。これはRCLIPに結集してくれた多くの若くて優秀な研究者らの協力と、当初は無謀とも思えた企画の趣旨に賛同して、実費のみで献身的に協力してくれている各国の研究者、実務者の方々のお陰である。この我々の努力の結晶であるデータベースが、世界の知的財産法制のよき発展に寄与することができれば望外の幸せである。また、さらなる企画の進展と充実のために、知的財産に関係する方々から資金的なご協力を頂けることを大いに期待している。ご協力頂ける場合は高林 (saiban@waseda.jp) 宛にご連絡下さい。

## Profile

高林 龍 (たかばやし りゅう)

1952年生まれ。早稲田大学法学部卒業、司法修習生(第30期)。その後、東京地方裁判所判事補、松山地方裁判所判事、最高裁判所調査官などを経て、現在、早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授。主著として、『標準特許法』(有斐閣)がある。



## Profile

今村 哲也 (いまむら てつや)

1976年生まれ。早稲田大学法学部卒業、同大学大学院法学研究科修士課程修了。現在、同大学院法学研究科博士課程在学中、同大学大学院法学研究科助手。(社)日本国際知的財産保護協会客員研究員。